

電気通信大学大学入試センター試験実施委員会規程

平成 7年 9月20日

改正

平成 8年 5月11日

平成12年 4月19日

平成13年 4月 1日

平成14年 4月 1日

平成16年 4月 1日

平成18年 4月19日

平成19年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成22年 4月20日

平成22年 7月21日

平成28年 3月23日

平成30年 3月30日

(設置)

第1条 電気通信大学に、大学入試センター試験の実施に関する事項を審議するため、電気通信大学大学入試センター試験実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、大学入試センター試験の実施に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 試験実施に当たっての基本方針及びその策定に関すること。
- (2) 試験実施に当たっての具体的実施計画の策定に関すること。
- (3) その他試験の実施に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事又は職員
- (3) 情報理工学域長
- (4) 大学院情報理工学研究科長
- (5) 保健管理センター長

2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を専門委員として置くことができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、学務部入試課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成7年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月19日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。